

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

D 編 機 関

鋼船規則検査要領 D 編

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

D12 管，弁，管取付け物及び補機

D12.1 一般

D12.1.5 材料の使用制限

-1.を次のように改める。

- 1. 規則 D 編 12.1.5-1.(4)にいう「本会が認めた場合」とは，例えば，次をいう。
- (1) 機関区域内の各弁の制御に用いられる制御油管には，銅合金管を使用することができる。
 - (2) 設計圧力が 1.6MPa 以下の飽和蒸気管系の計測用管には，銅及び銅合金管を使用することができる。
 - (3) 機関区域内の燃料油管のヒートトレースに用いられる熱媒油管で，適当な保護措置が講じられている場合には，銅管を使用することができる。
 - ~~(4) ボイラの噴燃ポンプと燃焼装置との間の短管には，銅管を使用することができる。~~

附 則

- 1. この達は，2010 年 10 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。